

平成30年度
第3回 文京区基本構想推進区民協議会

日時：平成30年10月12日（金）
18時34分～20時54分
場所：文京シビックセンター24階
区議会第一委員会室

文京区企画政策部企画課

第3回 文京区基本構想推進区民協議会 会議録

「委員」

会	長	辻	琢	也
委	員	平	田	京
委	員	川	上	延
委	員	島	村	直
委	員	下	田	和
委	員	中	村	雄
委	員	輪	座	峯
委	員	上	田	武
委	員	島	川	健
委	員	岩	永	有
委	員	武	長	信
委	員	岩	間	朗
委	員	鈴	木	洋
委	員	武	井	さ
委	員	中	野	吉
委	員	日	野	浦
委	員	向	井	弘
委	員	乾		竜
委	員	大	村	秀
委	員	長	尾	ふ
委	員	三	枝	正
委	員	宮	崎	幹
委	員	吉	本	弥

「幹事等」

企	画	政	策	部	長	久	住	智	治
危	機	管	理	室	長	八	木		茂
区	民	部		長	松	井	良	泰	
福	祉	部		長	木	幡	光	伸	
保	健	衛	生	部	長	石	原		浩
都	市	計	画	部	長	中	島		均
土	木	部		長	中	村	賢	司	
資	源	環	境	部	長	山	本	育	男

施設管理部長	鵜沼秀之
企画課長	大川秀樹
政策研究担当課長	小林美緒
総務部危機管理課長	佐久間康一
総務部防災課長	村岡健市
区民部区民課長	竹田弘一
土木部管理課長	高橋征博
土木部道路課長	橋本万多良
土木部みどり公園課長	吉本眞二
資源環境部環境政策課長	浅川道秀
資源環境部リサイクル清掃課長	齋藤勝美

○**社会長** それでは、第3回の区民協議会を始めます。

最初に、委員の出欠状況や配布資料につきましては、事務局から説明をお願いします。

○**大川企画課長** こんばんは。企画課長の大川でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

委員の出欠状況でございますけれども、本日、根尾委員、阿部委員、青木委員、岡田委員、出井委員からは、欠席という形のご連絡をいただいております。

また、島村委員につきましては、遅れて来るといふことのご連絡を受けている状況でございます。続きまして、幹事の出席状況でございます。

本日は、八木危機管理室長、松井区民部長、木幡福祉部長、石原保健衛生部長、中島都市計画部長、中村土木部長、山本資源環境部長、鶴沼施設管理部長に出席をいただいております。その他、関係課長が出席をしているという状況でございます。

続きまして、資料、本日の使用する資料の説明をさせていただきます。

次第、第2～4回というもの、また、資料第4号、平成30年度基本構想実現度評価の実施状況について。資料第5号、平成30年度「まち・ひと・しごと創生総合戦略」進行管理等の実施状況についてでございます。

また、本日も、当日、席上に座席表、それと閲覧用の冊子をお配りしているところでございます。お忘れの方、ご不足のある方は、挙手をしていただけますでしょうか。事務局のほうからお届けに上がります。

それと、前回から今回は、ちょっと会場が変わっております。このマイクの使い方について説明をさせていただければと思います。

ご発言をする方につきましては、会長からのご指示があったときに、ここの真ん中の声が出るマークのところを押していただくと、ここに赤いランプが点きます。こちらの赤いランプが点いた後、お名前を言っていただいた後、ご意見等をご発言いただければと思います。

ご発言が終わった後、この部分を押して、赤いランプを消すという形をしてください。それを切り忘れると、次の発言をする方が、全くマイクが通らない状況になりますので、これを点けて、マイクに顔を近づけてお話をするようにお願いいたします。

○**社会長** それでは、本日のスケジュールの確認です。

本日は、基本構想実現度評価案につきましては、福祉・健康分野が5項目あります。

それから、まちづくり・環境分野が4項目になります。

それから、まち・ひと・しごと創生総合戦略評価案のほうについては、高齢者福祉の分野について審議をするということになっています。

本日は、検討する項目が9項目ということで、非常に多くなっています。各項目について一定程度、議論の時間を確保したいと考えておりますので、本日は、一応、あらかじめ会議時間を10分延長して、終了時刻を20時40分と考えております。各説明者におきましては、説明の際の、時間管理にご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

それでは、本日の検討に入ります。

まず、次第1、基本構想実現度評価案の実施状況について、福祉・健康分野の検討を行います。資料は、第4号になります。福祉・健康の分野は、5項目ありますが、これを二つに分けて進行させたいというふうに思います。

まず、最初は、高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉の3項目になりまして、これを担当部長に説明していただき、その後、皆さんから質疑応答をします。

これを一度終えた後、次、2項目ですね、健康づくりと生活衛生環境分野を担当の部長からご説明をいただいて、同じく皆様と質疑応答をするという形になります。

それでは、初めに、高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉につきまして、福祉部長のほうから説明をお願いします。

この3項目につきましては、説明と質疑応答を含めた全体の検討時間を35分間考えていただいて、19時10分過ぎまでを検討時間と考えております。資料の第4号、A3別紙4ページからになります。

それでは、よろしく申し上げます。

○木幡福祉部長 福祉部長の木幡でございます。それでは、まず初めに、高齢者福祉の分野に関しまして、ご説明をさせていただきます。

将来像に書いてありますように、「歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち」ということで、まず初めのところに、基本構想実施計画の「現状と3か年の方向性」と書いてあります。ここにも書いてありますように、平成29年1月現在で、文京区の高齢化率の部分に関しましては、19.8となっています。

ご存じのように、都市部に関しましては、高齢者の率よりも数の部分が、非常に大きなポイント・問題になってくるのかなと思っております。私ども、文京区としましては、この辺も踏まえた形で、高齢者施策を展開してまいりたいと思っております。

それで、まず、指標を大きく分けて三つでございます。

まず、地域で支え合うしくみの充実ということで、まず、相談機能の部分ですね、このところを充実させていこうというところです。

それから、2番目としましては、在宅サービスの充実と書いてありますけれども、この指標は、特養を使った形での指標と、待機者数ですね。ここを使った形です。

それから、3番目としましては、一番最初のところの「現状と今後3か年の方向性」の最後の2行目に書いてありますが、加えてというところ、介護予防の分野では、となっていますが、私ども、実は、この介護予防を含めて健康寿命の部分、ここをどれだけ延ばすことができるか。人間は、必ず死を迎えます。それで、健康寿命をいかに延ばすかということが、非常に重要と思っていますので、このあたりについても、しっかり対応をしていきたいと思っております。

それでは、内容のほうに入らせていただければと思います。

まず、基本構想の実施計画の2の指標のところです。

まず、一番初めのところの地域で支え合うしくみの充実というところでございます。このところに関しましては、文京区は、高齢者安心相談センターという言い方をしていますけれども、皆さんには、地域包括支援センターというほうが、なじみがあるかと思いますが、ここで、高齢者関係の基本的に総合相談を受ける形をとっております。

この部分に関しましては、取組のところにも書いてありますが、29年度に関しましては、相談の実人員は、若干減少してはおりますが、総相談数、つまり、延べの相談は、多くなっているという状況でございます。

それで、課題のところにもありますように、この高齢者安心相談センターという言い方をしていますが、やはりなかなかその周知の部分も含めて、相談の部分に関しましても、かなり重篤化してから相談に来られる方が多いというところもありますので、この辺のところの周知とともに、これから当然、高齢者の数は増えていきますので、機能充実の一方で図ってまいりたいというところがございます。

ですので、指標の部分で言うと、今回の達成率という点では、85.2という形になっております。

2番目の部分の在宅サービスの充実と多様な住まい方の支援というところでございます。取組状況のところでございますが、特養、平成29年の4月に、昔、教育センターがあったところ、ここにヴィラ春日という116人定員の特養を開設いたしました。その部分がございます。

それから、特養関係は、必ず皆さん、特養は、今後、どうなるのかと、増やしていくのかというお話がありますけれども、特養も大切ではあるのですが、国の大きな方針、それから、先ほど申し上げた高齢者の数等も踏まえて、これから、多分、在宅のところを重視していかなければならないだろうというところで、この辺のところに関しましても、医療と介護の連携ですとか、この辺も含めた形で、しっかり対応してまいりたいと思います。と同時に、住まいというのは、人間生活の上でのベースとなる部分ですので、この辺のところについても、しっかり区として意を用いてまいりたいと思っております。

それで、その指標のところに関しましては、平成31年度に、特養がもう一つ、春日二丁目のあるのですが、99人定員の特養が、今、準備を進めているところがございます。

それから、地域密着型ということで、これは、また、後ほど、ご説明をさせていただきますが、特養の部分をもた、つくっていく形を考えておりますので、数的な部分で言うと、目標のところは、数字が下がった形、待機者数もいて、減っていくだろうというふうに睨んでいるところがございます。

ただ、高齢者の数は、一方増えてまいりますので、ちょっとその辺のところは、難しいところがありますが、一応こういう形で、指標を作らせていただいたと。

それから、3番目、先ほど申し上げました介護予防関係。この部分に関しましては、区も予防というのは、非常に重視しておりまして、この指標の見方は少し分かりにくい部分があるのですが、3年に1回、65歳以上の方に、一斉送付をしてしております。27年度に3年に1回ですので、送付しております。3万4,137人の方に一斉送付をしておりまして、その方たちへの回収というところで、回答がなかった方に関しましては、翌年度、送る。

また、回答がなかった方には、翌年度、送るというようなことを行っておるところでございます。その部分の回収のところ。

それから、あと、実際に、75歳以上85歳未満で、その方たちへの送付と、それから、その中でプログラム対象者の方たちが、どれぐらいいるのかということでの実績が、このような形で示されているというところになっております。

それから、評価の部分、これは、指標が100%未満ということなので、Cというところ。

それで、課題の部分でございますけれども、今、実際に、地域の耕しということで、社協のほうで様々な事業活動を行い、区は、どちらかというところ、申請主義の部分があったのですけれども、これからは、なるべく早目早目に手を打って、重篤化する前に手を打っていくというところが必要になってくるのかなというふうに思っておるところでございます。

合わせて、人材の確保ですとか、この辺のところも力を入れてまいりたいというふうに思っております。

それから、最後になります。今後の方向性のところですが、ここにも書いてありますように、地域包括ケアシステムの充実ということで、様々な機関とどれだけ呼吸合わせをし、進めていくことができるか、ここが、今後の高齢者施策の雌雄を決するのかなというところがありますので、この辺をしっかりと対応してまいりたいと。

それで、地域皆さんで支え合いながら構築していくということが、重要と思っておるところでございます。

高齢者施策に関しましては、以上になります。

続きまして、障害者施策のほうになります。

それで、一番最初のところ、将来像になりますが、「だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」というところがございます。障害者施策は、この数年、大きく変転しております。ここにも書いてありますように、権利条約が批准されてから、差別解消法の部分の法律ですとか、その辺のところも踏まえて、様々な施策を展開しているところがございます。

それから、法定雇用率の部分、今、国のほうでも、雇用率に関しては、いろいろなことがありましたけれども、2.0%から2.2%になる形で、今回、法定雇用率の上がる形になっております。そのような形で、障害者施策を展開してまいりたいと思っておるところでございます。

それで、指標の部分は、大きく分けて、三つになります。障害者の日常生活・社会生活の総合的な支援というところ、実際に、今回のこの部分に関しましては、障害者手帳を実際に取得さ

れる方のほうの伸びのほうが大きくて、実際の障害福祉サービスを利用されている方が、少ないという形になっております。

それで、実際に障害手帳を取得されても、まだ、障害福祉サービスを利用しなくても大丈夫だという方がいらっしゃるのかなと、私ども、思っています。

このあたりの部分に関しましては、丁寧に対応していかなければならんと思っておるところでございます。これが、指標の①のところでは。

②のところになります。ここは、グループホームの建設というところでございます。それで、実は、この9月に、動坂福祉会館があったところに、今回、グループホームを文京区は、一つつくりました。そういう形で、今後、障害者の方たちが、地域に移行してくると、地域への移行というところを睨みながら、今後も文京区は、グループホームのほうをしっかりと建設していかなければならんと思っておるところでございます。

ただ、障害者施設に関しましては、やはり最初、つくるときに、近隣の方たちから、元々あるところは良いのですが、反対の運動があったりというところもありますが、ここは、区のほうも丁寧に対応していきたいと考えております。

それから、できた後も、地域の方たちと共にある施設という形で、しっかり対応していく形で、地域に溶け込むような施設という方向で進めてまいりたいと思っておるところでございます。

それから、3番目の部分が、精神のところになります。ここの精神の部分に関しましては、基幹もそうですし、それから、就労支援センターもそうなんです、障害者の、やはり精神の方の相談が今、現実的には、かなり増えてきているのかなと思っております。

ここにもございますように、再入院しないように、障害福祉サービスですとか、地域生活の安定化事業、この辺のところをしっかりと対応してまいりたいと思っておるところでございます。

最後になります。4番目の指標ということで、障害者の就労支援の充実というところでございます。ここは、就労の継続者数というところで指標を作っております。ここの部分に関しましては、新規の方は、数が少なくなっておるところでございますが、私ども、継続というところを重要視し、なるべく仕事をしていただくというのが、とても大事なかなと思っております。

それで、障害者の就労支援センターの部分に関しましても、実際に、新規で働いてこられる方よりも、むしろ継続の方が、別の仕事をしたいのだけれども、どうしようかという相談が、今、多くなっていると聞いておるところでございます。

それで、評価の部分に関しましては、一定達成の部分が、100%以上もあるけれども、100%未満もあるということで、Bという評価になっています。

それで、先ほど申し上げたような形で、障害者手帳の部分のところと利用者数の伸びというところについては、横ばいになっていますが、私ども必要なサービスは、一定提供されていると思っておるところでございます。

最後に、今後の方向性のところでは。それで、障害者の基幹相談支援センターもそうですけれ

ども、今、様々な形で相談件数が多くなっているところもあります。

それで、国の基本方針としまして、地域生活支援拠点の整備を図っていくということで、文京区も31年度からこの部分に着手し、施策を展開してまいりたいと思っているところでございます。

障害者施策につきましては、以上になります。

最後になります。生活福祉の部分になります。それで、生活福祉の将来像のところでございますが、「住み慣れたところで自立して暮らせる、セーフティネットのあるまち」ということで、生活福祉の部分については、大きく分けて、生活保護を受給されている方と、それから、生活保護までは行かないけれども、生活困窮されている方の施策という形になります。

それで、1番の基本構想実施計画のところにありますように、文京区の場合、若干数目は減っていますけれども、高止まり状態が続いているという形になっています。

ですので、26年度から就労意欲の部分の施策をハローワークと連携を図ったりですとか、それから、27年4月からは、今申し上げた生活困窮者自立支援法ができましたので、様々な形で生活保護までは行かない方たちへの支援、この辺のところを行っているところでございます。

それから、路上生活の部分についても、一定数文京区は少ないですけれども、いますので、この辺のところの施策ということで、指標というところで三つになります。生活保護受給者の自立した生活支援というところ、この辺のところを就労に繋げられる形での今回、対応というところ。

それから、実際に、この自立した生活の部分に関しましては、ケースワーカーを通じまして、自立した生活に繋げる形での対応をしていると。

それから、生活困窮者に関しては、実際に窓口に来られた方に対して、生活福祉課で対応しているところでございます。そういう形で、様々な形で自立のほうに繋げていっている成果ができていますのかなと思っています。

それで、路上生活に関しましては、路上生活でどちらに住んでいるかは、分からないのですが、文京区の窓口に来た方に関しまして、対応しているところでございまして、これは、第2ブロック、文京区、北区、荒川区、それから、台東区というところでございますが、このところで持ち回り、今、台東寮がございまして、そこに、施設に入っていて、そこで、自立した生活ができるような形での支援を行っておるところでございます。

ですので、評価の部分では、一応目標を達成されているということで、Aというところになります。

最後になります。今後の方向性のところでございまして、やはり、生活保護受給の方に関しましては、様々な形での部分就労でも良いですので、就労の支援をしていく。それから、生活困窮者に関しましては、様々な機関と連携を図っていきながら、対応をしていく。それから、路上生活の方に関しましては、協働事業でございまして、しっかり連携を図って事業推進をしていきたいと考えているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、報告は、以上になります。

○**社会長** それでは、皆さんのほうから質問をお願いします。

○**中村委員** 中村と申します。ただいまのご説明の中で、ちょっとお尋ねしたいこと。その前に、資料とか、いただいたものの中の言葉として、どこか5ページのところに、特殊出生率の推移、この特殊というのは、どういう意味なのかということ、まず、教えてください。これだったかな、これの5ページです。総合戦略というところの5ページに、特殊出生率の推移とくくってございます。この特殊というのは、どういう意味なのか、教えてください。

もう一つ。最近、障害者の就職の、公とか、会社とか、就職率が規定されているよりも少ないということは、新聞に載っていて拝見した訳ですが、文京区自身は、どのような数になっていますか。そのことを教えていただきたいと思います。

それから、最後。セーフティネットのこと。この地域は、実は、私個人が、ある知人の紹介で、大変恵まれた要求だったということの後で聞いて、感謝しております。

以上です。お答えください。よろしくお願いします。

○**社会長** 事務局、いかがですか。

○**中村委員** 特殊出生率の推移という、特殊とは、どういう意味かということ。

○**木幡福祉部長** それは、資料の部分で言うと、まち・ひと・しごと創生総合戦略の。

○**中村委員** 特殊という、意味しているものは何でしょうかという。

○**木幡福祉部長** 5ページの合計特殊出生率の推移というところのことを言っていらっしゃる。

○**中村委員** 5ページですね。合計特殊出生率の推移というグラフの説明のところに、特殊出生率というのは、どういう意味なのでしょうかとということ。

○**社会長** ここですね。特殊がどういう意味だということですね。

○**中村委員** どういう意味なのかな。よく、私どもは、障害者の立場で見ると、こういう言葉があるときは、じゃあ、障害者の出生を抑制するという意味に捉える場合がよくありますので、そういう、もしも、これが誤解であったら、訂正したいと思いますので、正しい意味を教えてください。

○**社会長** じゃあ、事務局、お願いします。

○**石原保健衛生部長** 保健衛生部長でございます。合計特殊出生率の意味ということでの質問かと思いますが、これは、国が、出生数に関する統計を取っておりまして、合計特殊出生率というものを提議して数値化しているというものでございまして、その特殊というのが、何か特別な意味を持っているという意味のものではないと思いますので、統計用語の一つとご理解いただければよろしいのかなと考えております。

○**中村委員** もし、そうだとすれば、特殊という言葉を使うこと自身が、無意味なことですね。やっぱりここにこういう言葉があるということは、何らかの意味があれば、ここに書かれているのではないかと、私は思いました。

それで、その本来の意味は、どういう意味なのかということをご伺いたかった訳です。

○木幡福祉部長 申し訳ございません。一応、この合計特殊出生率というものの定義という形になるのですが、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標という言い方で、統計の用語というか、そういう形で使われていると思っております。

それで、今回のこの5ページに関しましても、それを受けた形でこの表現を使っていると考えております。

○中村委員 ああ、そうですか。いや、伺った限りは、私も、ちょっと納得しかねますけれども、ともかく、今のお言葉によれば、内容的には、まだ、よく分かっていないということで、よろしいですね。

それじゃあ、もう一つ、先ほど伺いました、障害者の就職の率が、何%だったか、3%だけ、そのことについては、文京区自身は、どのようになっていますでしょうか。

○社会長 事務局、お願いします。

○木幡福祉部長 今、中村委員がおっしゃいましたように、今回のこの指標で言うと、実績のところの4でございます。

それで、障害者の就労支援の充実というところがございます。私どもが、この説明でちょっと申し上げていないことと重なってしまうかもしれないのですが、様々な形で障害者の就労の支援。新規の方は、先ほど申し上げましたように、ちょっと若干、減ってはいるんですけれども、その方たちが何で減ったのかなというのを、私ども、分析したところ、特別支援学級のほうから、直接、ここにその相談をしないで、そのまま新規で就職される方が、今多くなっているというところで、数の部分が、新規の分は減っている。

ただ、継続というところに関しましては、やはりその仕事の部分でなかなか続けるのが難しく、別のところに行きたいんだけど、どうだろうかとか、職場は、我々もそうですけれども、人間関係も含めて悩みがあったり何かする部分に関しまして、この障害者の就労支援センターを活用し、私ども、ここにもちょっと書いてありますが、そういう方たちが、悩みを持っている方たちのたまり場ですとか、それから、生活保護、いろんな形で支援をさせていただきながら、やはり継続して就労することが、私どももとても大事だと思っておりますので、その間の部分に関しましては、文京区としては、これからも、これまで以上にしっかり力を入れて、施策展開してまいりたい、そう考えております。

○中村委員 ありがとうございます。私ども、質問した意味とちょっと違ったお答えでした。私は、文京区自身が、与えられている数字、パーセントに及んでいますかどうかと伺った訳です。

○社会長 事務局。

○木幡福祉部長 厚労省のほうで、数字のほうを、例えば、私ども文京区役所もそうですけれども、どれぐらいの障害者の方を採用しているのかということに関しまして、法定の部分については、満たした形で行っております。

それで、国のほうが、今回、あのような形でデータの部分についていろいろありましたけれども、文京区に関しましては、厚労省が定めた基準については、しっかり満たした形で障害のある方の雇用については、対応しているところがございます。

○中村委員 ありがとうございます。今後とも、よろしく願いいたします。

○社会長 それでは、どうぞ。

○武長委員 東京青年会議所の武長です。高齢者福祉のところの①の地域で支え合うしくみの充実という点について質問をさせていただきます。

こちらのほうは、相談実人数というか、実績値が減少しているという報告なのですが、これは、やっぱりあれですかね、その人数の実際の減少という意味では、まだセンターの周知がちょっと足りていないなみたいな、そういうことをお考えということですか。

○社会長 事務局。

○木幡福祉部長 私ども、今回、この、今おっしゃられましたように、実人員が減っている部分については、どういう理由なのかなというのは、正直言って、なかなかどこなのかなと難しいところがあるのですが、やはりその地域の人たちといろいろお話をすると、高齢者安心相談センターって何をやっているところなのかなとか、それから、地域包括支援センターって何をやっているところなのかなと、実際に、困ったときに初めて分かるというのを非常に多く聞きます。

ですので、私ども、様々な形で周知を行っているのです。それから、あと、その包括支援センターだけではなくて、ここが包括支援センターの数字が出ていますけれども、区役所に直接来るケースもあれば、それから、今、社会福祉協議会が様々な形で地域に出ています。ですので、そういうところからの相談もあつたりするので、この包括支援センターの部分で、もしかすると、数は減っているけれども、全体的な実人員という言い方をしていますけれども、その部分については、当然、増えているのかなと思っているところがございます。

○武長委員 すみません。続けて、青年会議所、武長です。周知不足に関しては、その周知されているけれども、なかなか実際に、相談に来てくれないとか、そういう問題が今、あるという答えをいただいたのですけれども、何かちょっといろいろ考えてみたのですけれども、周知不足といっても、これは、包括支援センター自体は、2005年の介護保険法の改正で導入されて、もう13年ぐらいですよ。

その間の周知活動というのも、当然、やってきているはずですから、ある程度、それでも、やっぱり実人数の割合が頭打ちになっているというか、多少減少しているような状態というのは、やっぱり周知不足なので、人数が増えていないという、この因果関係自体が、太いものなのかとか、それ自体、本当に正しいのかどうかというものを、一度、ちょっと検証する必要があるのかなみたいになんかちょっと思っていたりもするところです。

それで、情報を仮に、先ほど、部長がおっしゃったように、情報周知をされたとしても、やっぱり相談に来ない層というのは、知っているけど、来ない層というのは、なかなか、あると思っ

ていて、僕も地域に出ていると感ずるところなんですけども、とりわけ、ちょっと福祉の世界だと、もう皆さん、ご存じだと思うんですけど、現実的には、緊急性が高くて、本当に高齢機関を繋がないとまずいよねという人ほど、機関に繋がらないという現実がやっぱりあって、そうだとすると、本当に先ほど、最初に部長がご説明のところでおっしゃったように、重篤な状態になってから、やっぱり繋がるという状態にどうしてもなってしまうがちですよ。

そうすると、やはり届いてほしい人に届かせるという意味で、この指標上の実人数もちゃんと増やしていくというためには、アウトリーチでニーズを掘り起こすという作業は、結構大事になってくるんじゃないかなと思うんですけど、そのアウトリーチからの相談人数というのは、アウトリーチをして増えた相談人数というものを別に指標として挙げるかどうかはともかく、統計上、数値として挙がっていると、そういうところも評価しやすいのかなと個人的には思ったりしています。

それで、この相談実人数が挙がっているんですが、この人数のうち、相談に至ったきっかけが、この人たちも、相談に至っている訳ですけど、至ったきっかけが、向こうから周知活動によって出向いてきて、相談に乗ってくれたとか、向こうから繋がってくれてとか、その周知で繋がったのか、それとも、訪ねて行ってニーズを掘り起こした結果、アウトリーチで繋がったのかみたいな内訳のデータというのはあるんでしょうか。

○**社会長** 事務局。

○**木幡福祉部長** どういうようなきっかけで地域包括支援センターに繋がったかというデータは、ちょっと今、私ども、持ち合わせていないのですけれども、その周知の部分も含めて、高齢者の計画をつくる前年に実態調査を行います。

それで、その認知度ですとか、地域包括支援センターのですね、この辺のところの部分も、しっかりどれくらい認知されているのかなというところの、先ほど言った因果関係のところも、しっかりしていかなければならないと同時に、実際に、今、どういう状況かというのは、私ども、話を聞く限りでは、例えば、今、社協がいろんな形で地域に入っていて、どうしたら良いだろうかというのがあったときに、包括支援センター、つまり、包括の場合は、公的なサービスの部分になります。

社協は、どちらかというところ、インフォーマルのサービスでとかなるんですけど、地域包括支援センターは、法的に決められた部分ですので、法的なサービスのところより、具体的にその必要な部分についてはという部分もあります。

ですので、包括の部分で言うと、そういうケースも今、多くなってきているのかなと分析はしていますが、この包括のところとは、その部分についても、しっかりどういう形でアプローチして繋がってきているのかということに関しましては、私ども、分析をしてまいりたいと思っています。

○**武長委員** そういうところのデータの取得ということについても、今、検討中だと。まさに、

ちょっと打ち込んでいるところだと、そういう理解でいいですか。

はい、ありがとうございます。

○社会長 その他、いかがでしょうか。

どうぞ。

○吉本委員 吉本と申します。よろしくお願いします。

高齢者福祉の3番の健康で豊かな暮らしの実現なんですけども、こういった施策というのは、大体健康で本来、来なくても十分健康な人が集まって、本来、来るべき人が来ないという場合が多いのですけども、そういう掘り起こしというもの、先ほどの説明で、来なかった人には、次の年もとおっしゃっていましたが、それ以外に来ない人の掘り起こしのやり方ですとか、あと、この実施で後の生活機能の低下が認められる高齢者の割合が減っているようなグラフになっているんですけども、これは実際、例えば年齢補正をした場合で、介護保険の費用が一人当たり減っているとか、そういったアウトカムも出ているのでしょうか。

○社会長 事務局、お願いします。

○石原保健衛生部長 この生活機能の低下が見られる高齢者の割合につきましては、いわゆるチェックリストというものを送付させていただいて、その回答評価をしているというものでございます。

それで、現在、75歳から84歳以下の高齢者に対して調査票を送っている訳なんですけど、3年間をサイクルにしておりますので、1年目にご回答をいただけなかった方を対象に、2年目。2年目に回答をいただけなかった方を対象に、3年目に送るという形をとっておりますので、1年目にお気づきにならなかった方については、2年目、3年目にお気づきいただいて、回答をいただくような、そんな仕組みで行っているというものでございます。

後段の質問で、介護保険費用への反映と言いますか、そういったご質問がございましたけども、なかなかその評価は、非常に難しい部分がございます。現時点では、区のほうで評価というのは、行っていないという状況でございます。

○木幡福祉部長 それでは、ちょっと補足をすみません。

それで、実際に、今年度、介護報酬の改定がございました。デイサービスなどで、その介護が改善された場合には、インセンティブをつけるというようなのが、今、できています。

ですので、過度な競争は慎まなければならないのですけれども、この辺のところも含めて、恐らくこれから、その介護度が改善されたことによっては、私どもも、そのあたりに関しましては、今後、どういう形で指標も含めて作っていくか。そのことによって、インセンティブがついたりしますので、事業者としても、やはり張り合いがあったりすると思っております。

それで、実際に利用されている方に関しましても、より介護度が下がっていくことになれば、大きい話になります。ここは、しっかり区として、施策を展開していかなければならんと捉えております。

○**社会長** どうぞ。

○**吉本委員** そうしましたら、現段階では、もう介護保険が始まって何十年、20年以上経っているんですけども、その推移ですとか、年齢補正をした一人当たりどの程度上がっている、減っているというのは、把握されていないという理解でいいのでしょうか。

○**木幡福祉部長** 介護保険が2000年の4月から導入された形になっていますけども、個別の一人ひとりの部分についてどうなっているかという部分のところまでの追っかけは、していません。今、文京区の部分に関しても、そこまでのところまでは、把握していないというところがあります。

○**吉本委員** すみません、質問は、一人当たりではなく、全体として、区民の、年齢差もあるので、高齢者が増えたり減ったりするので、そういう意味で年齢補正をした区民一人当たりの費用がどうなっているかといった、そういうところを聞いているんですけど、個人情報までは、もちろんです。

○**木幡福祉部長** 申し訳ございません。そこまでは。

○**大川企画課長** すみません。こちらにちょっと今、介護給付費の推移はあるんですね。それで、28年度の介護給付費の118億の人数で割った単価と、29年度の介護給付費122億の人数で割った単価なんですけども、ちなみに、平成28年度は、5万4,992円。平成29年度は、5万6,485円ということで、一人当たりの介護給付費の単価も上がっている状況でございます。

○**吉本委員** それは、なので、そういうこともあると思って、年齢補正をした場合の例を聞いているんですけど、そういうことはやっていないということですね。高齢化が進めば、増えていくのは当然だと思いますので、そういう意味で、年齢補正が必要だと思います。施策がまともに行っているかどうかというのは、高齢化が進めば、その分は増えるのは当然だと思いますので。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

ちょっとじゃあ、まず先に、そちら、どうぞ。

○**中野委員** すみません、中野と申します。高齢者福祉の関係のこの指標の2番の在宅サービスの充実と多様な住まい方の支援の取組ということで、指標としては、特養ホームへの入所希望者の要因ということで、既に、これは、29年度は、460名明確になっているという中で、まず、これを解消するためには、ハード的に、要は、特養ホーム自体を31年度までに150名程度の要員というか、定員があるようなものを建設しなければいけないという、一方であるのと、潜在的に、やはりこの希望者自体が増えてくる可能性がある中で、一方で、在宅の、要は、生活支援サービスによって低減していくという取組は、一方で進められていると思うんですけど、既に、460名ある以上は、これを収容していくような設備を整備しなければいけない訳ですけども、先ほどのご説明でも、今、明確になっているのは、31年度に、91名ということで、今後、どういうハードウェアの整備を考えておられるのかというところをお聞かせいただければと思うん

です。

○**社会長** 事務局。

○**木幡福祉部長** 特養の整備に関しましては、先ほど申し上げましたように、31年度末に、春日二丁目に99人の定員をつくるというところでございます。

それから、一応、平成37年度までの介護保険高齢者事業計画のところ、10か年計画というのを作っているんですけども、人口の高齢者の推移ですとか、それから、東京都のほうで作った長期ビジョン、この辺も加味して、文京区としては、今のところその春日二丁目以外に特養をもう1棟つくることで計画を立てております。

それで、介護の待機の数の部分でございますけれども、実際に待機は、こういう形で数が出ていますけれども、もう本当に重篤で、3以上でという方もいらっしゃる、実際に、とりあえず特養のほうを申し込む形という方もいらっしゃいます。

ですので、いろんなケースの方がいらっしゃいますので、そのニーズですとか、その辺のところを考えてまいりたいと思っております。

それから、特養を当然つくりますと、費用面の部分が、介護保険のほうに跳ね返ってきたりもしますので、その辺の全体のバランスも見ながら、施策のほうを展開してまいりたいと思っております。

○**社会長** はい。

○**武長委員** 時間がタイトなところ、度々すみません。青年会議所の武長ですけれども、高齢者福祉のところ、下の3の評価のところ、昨年度の所見というところが、真ん中の右あたりにちょっとあるんですけども、生活支援コーディネーターは分かるんですけど、その下の地域連携業務担当は、これは、包括に配属されているということなんですけど、これは、生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーターも兼務だと思いますけど、役割の違いは、どのようなのかなというのが1点で。

あと、中項目全体の成果から行ってすぐ左のところの枠なんですけど、生活支援コーディネーターのほうは、「かよい〜の」に設置しましたということが書いてあって、成果として挙がっているんですが、地域連携業務担当のほうは、どういった成果が、今回出ているのかというところをちょっとお伺いしたいです。お願いします。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**木幡福祉部長** 包括のほうの地域連携業務のことに関してでございますけれども、包括も様々な形で地域に出る形で、施策のほうを展開しております。

それで、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、それから、地域福祉コーディネーターと連携を図って、個別の支援も含めた形で対応しているというところでございます。

地域連携の部分でございますけれども、今、申し上げたとおり、実際に、その社協のコーディネーター、それから区のほう、それから、地域ケア会議等もありますので、区のケースもそうで

すけど、様々な形で連携を図り、その高齢者の方の支援を図っているというところでございます。

○**社会長** はい。

○**中村委員** もう一回、ちょっとお尋ねしたいんです。文京区では、障害者は、大体どの程度の数がおられるかということ把握しておられますでしょうか。

というのは、私、読みましたところ、総人口の5%ぐらいが、何らかの障害者である場合が多いということにつきましては、伺った統計上で今、文京区は21番というところ、単純には、5,000人ですか、おられることになるかと思えます。

というのは、私ども、肢体障害の者たちが、自分たちの仲間を増やそうと思って、いろいろと苦心しているところですが、その際、区役所にご相談すると、どんな方がおられるか教えてほしいと言うと、プライバシーの問題があるから教えませんといつも言われると聞いておりますので、これは、何とかならないものだろうかということをおもいましたので、ちょっとお尋ねいたします。

○**社会長** 事務局。

○**木幡福祉部長** 障害者の方の数でございますが、身体障害者の手帳の交付をされた方の数ということで申し上げますと、平成29年度末では、身体障害者の方への手帳交付が、4,587人になります。

それから、愛の手帳の交付は、平成29年度末で893人です。

それから、精神障害者の保健手帳の交付の方が、平成29年度末で、1,460人という形になります。

それで、プライバシーの部分に関しまして、私どもも、そこは、非常に意を用いておりますので、このところについては、確かに、一方では、プライバシーの部分のところがあって、活動とできないという話もあつたりもしますけれども、このところについては、ご理解をいただきながら、対応していくというところかなと思っております。ご本人なりの同意をいただきながらの対応なのかなというふうに思っているところでございます。

○**社会長** 島川さん、お願いします。

○**島川委員** 島川と申します。東京都のほうは、身障者ジョブセンターみたいなのがありまして、よく会社あたり、チラシをよく、パンフレットを送ってくるんですけども、文京区では、そういうことは、やっているんでしょうか。会社宛てにそういう方のだとか、いろんなものをお願いしにぜひ就職してもらいたいという希望を回っていることがあるんでしょうか。

○**木幡福祉部長** 障害のある方が、就職をしていただけるようにということで、今、島川委員がおっしゃられましたように、私どものほうでは、年に1回ですけども、ハローワークですとか、それから、あと、実際の商店街の会長さんですとか、それから、商工会議所の方ですとかと会議を持ちまして、PR等をさせていただいていると同時に、障害者の就労支援センターのほうで、個別に企業訪問ですとかを、実際の開拓を行う形で取り組んでいると聞いております。

また、今、障害者の方たちへの就職の部分に関しましてのニーズは、結構高うございますので、

この辺の求人等もしっかり、障害者の就労支援センターを通じまして、障害のある方、実際に相談に来られた方に関して、対応しているというところがございます。

これからも、この部分については、しっかり力を入れて、区のほうは、対応してまいりたいと考えております。

○**社会長** それでは、乾さん。

○**乾委員** 乾です。6ページの資料の生活保護受給者の自立した生活の指標について、ちょっとお伺いしたいのですが、これは、一方で基本構想実施計画の124ページを見ますと、28年度までの実績が出ています。こちらは、割合だけではなくて、人数も出ています。去年の28年度は、108人が該当して、割合は、こちらの手元の資料上で26.1%と達成しなかったということになってはいますが、一方で、今回、29年度は、下の文章を読むと、一番最後の行に、合わせて241件中86件が就労となりましたとありまして、実は、件数は、22件減っているのに関わらず、実績値は、10%ほど上がって目標を達成になっていると。

人数が、2割ぐらい減っているにも関わらず、目標が10%上がるということは、母数が相当に減ったと読まざるを得ないと思うのですが、これは、母数は、実際に減ったのでしょうか。生活保護受給者の方が、相当ドラスティックに減ったと理解してよろしいのでしょうか。

○**社会長** 事務局。

○**木幡福祉部長** この部分に関しましての分母については、生活保護受給者の中で、実際に就労の意欲のある方というところでカウントをしております。

ですので、今回、この統計を取ったときには、実際に就職準備ですとか、就労の準備ですとか、それから、就職の支援について、それを受けたいよという方が減った形になっています。その分母が減ったという形になっております。

○**乾委員** すみません。その124ページの記載を見ると、当初の目標としては、生活困窮している方に対して、最低限の保障をするということだけではなく、と書いてあるので、何か母数としては、基本的に生活保護受給者に対する全体としての就労を上げていこうという意図で書かれているように思われるのですが、

つまり、その意欲がないように見える方の掘り起こしも含めた目標として捉えたい目標なのかなと思ったんですが、それだと確かに、年によってそうやって数字が、人数が減っているのに上がっちゃうというのは、ちょっとミスリードにならないかなと懸念しました。いかがでしょうか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**木幡福祉部長** この部分の記載に関しましては、今、委員のおっしゃったように、ちょっと分かりにくい部分、誤解を招きやすい部分もありますので、今後、ここは、検討してまいりたいと思っています。

○**社会長** はい。

○**武長委員** 青年会議所の武長です。先ほどのちょっと質問の続きなんですけども、すみません、

高齢福祉の高齢者福祉の昨年度の所見とさっきの地域連携医療業務担当と生活支援コーディネーターですけれども、部長のご説明で密接に連携して、地域の活動の支援とかをされているということが分かったんですが、これは、別の機関として、あえて配置しているというふうに書いてあると思うんですが、その具体的な役割分担というのは、どうなっているのかなというのが、ちょっと興味あるんですけども。

○**社会長** はい。

○**木幡福祉部長** 役割分担のところでは、包括の場合は、先ほど申し上げたとおり、法的な部分のサービス、公的なサービスのところを睨んだ形でのサービス展開が基本的な部分になっています。

それで、社協の部分に関しましては、当然、法的な部分もフォローできる部分もあったりしますが、基本的には、インフォーマル、つまり、公共的なサービスと言いますか、グレーゾーンのところのサービスの部分ですので、役割のところでは、そこを明確に峻別というのは、難しいところではありますけれども、そのグレーゾーンのところも含めた形で連携を図っているという形ですので、明確に、これは包括の部分、これは社協の部分というところは、明確化するの難しいと思いますので、そこは、グレーゾーンのところで連携を図りながらの対応と捉えております。

○**社会長** それでは、高齢者福祉は、最後にまた、戻ってくることもありますので、このところで、次の分野ですね。健康づくりと生活衛生環境の検討に入りたいと思います。この2項目を合わせて、概ね20分強ぐらいで思っております。

それでは、保健衛生部長から説明をお願いします。

○**石原保健衛生部長** それでは、中項目、健康づくりについてご説明をいたします。7ページをご覧ください。

健康づくりについては、食事、運動、休養といった生活習慣が重要であることから、病気を予防する生活習慣を身に付けていただくことや、病気の早期発見・早期治療の観点から、区が実施する様々な検診を受けていただくことで、ライフステージに合わせた幅広い健康づくりが必要と考えております。

指標は、四つ設けておりますが、①生活習慣病予防対策については、特定保健指導対象者の割合を挙げております。評価対象者数1万1,827人に対して、特定保健指導対象者が、1,236人であり、その割合は、10.5%という実績値でした。目標値が9.9%でしたので、達成率は、94.3%となります。

この数値は、速報値でございまして、確定値は、今年11月に出る予定でございまして。今後も指導対象者数を少なくすべく、勧奨方法等を工夫をしていきたいと考えております。

次に、②生活習慣の改善に向けた支援の指標としては、生活習慣予防事業参加者の意識向上度を挙げております。これは、生活習慣病予防教室、スキルアップ教室等の事業参加者にアンケート

トを行った結果、その意識向上度は、目標値85%に対しまして、実績値92.6%でしたので、達成率は、108.9%でございました。今後、青壮年期の参加者を増やしていきたいと考えているところでございます。

次に、③がんの早期発見・早期治療の各種がん検診の受診率につきましては、乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がんを挙げておりますが、29年度実績は、それぞれ22.1%、24.8%、18.9%、28.5%となっております。乳がん、子宮がんにつきましては、国の無料クーポン券事業の縮小のため、受診率は、若干減少しております。

一方、胃がんにつきましては、内視鏡検査導入のため、大幅に増加いたしました。今後、31年度のがん検診システムの導入に合わせまして、受診勧奨をより効果的に行って、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、④予防接種の勧奨では、麻しん・風しんワクチンの摂取率を指標としております。このワクチンの接種時期は、1歳児を対象とする第1期、就学前1年間を対象とする第2期に分かれておりますが、第1期については、29年度、98.2%、第2期は、94.1%でした。この予防接種の目標値は、国の指標である95%を定めておりますので、第2期は、さらに努力が必要と考えております。

27年度よりワクチンナビを区民の方にご利用いただいておりますので、こういったツールも活用した上で、さらに、一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、1枚はぐっていただきまして、8ページをご覧ください。中項目、生活衛生環境でございますが、三つの指標を挙げております。

まず、①食品衛生に関する安全・安心の確保ですが、子どもや高齢者等の社会福祉給食施設における自主管理実施率を挙げております。

これらの施設は、一旦、食品衛生に問題が生じますと、集団食中毒の発生と食の安全へ大きな影響を与えるため、より重点的に普段からの自主管理の徹底をお願いしているところです。

29年度は、目標値8.3ポイントに対して、実績値8.4ポイントであり、達成率は、101.2%でございました。

次に、②環境衛生に関する安全・安心の確保につきましては、環境衛生関連施設の水質検査適応率を挙げております。これは、公衆浴場、プール、介護施設の入浴施設等の管理状況について、監視指導と水質検査、具体的には、残留塩素濃度、レジオネラ菌などを検査してございまして、その結果、特に問題がない場合は、水質検査に適合していると判断しているものでございます。

29年度は、目標値が85.0%のところ、実績値が86.8%であり、達成率は102.1%でございました。

環境衛生の管理は、感染症予防等にも関わる重要なものでございますので、対象施設には、必要な指導を行ってまいりたいと考えております。

最後に、③人と動物の共生のための適正な飼育の普及・啓発として、犬に関する苦情件数の割

合を指標としております。犬などのペットに関する苦情は、汚物・汚水に関するものが多く、飼い主のマナーが、大変重要でございます。

そこで、区としては、飼い主のマナー向上について、動物との共生を考える展示会や、動物愛護週間のイベントなどを通して、啓発活動を行っております。

29年度は、目標値1.7%に対して実績値も同じく1.7%で、達成率は、100%ございました。

今後も、引き続き、飼い主のマナー向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。私からの説明は、以上でございます。

○社会長 それでは、皆さんからご質問をお願いします。いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○大村委員 大村と申します。7ページの健康づくりなんですけど、その指標の②の生活習慣の改善に向けた支援ということにして、ここで使っています数字、目標値、実績値のこの評価するときのそのパーセンテージというのが、意識向上度を求めているということなんですけど、具体的にこの意識向上度のパーセンテージを出す分母とか、分子の意味するものが、具体的にどのようなものか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○社会長 事務局、お願いします。

○石原保健衛生部長 生活習慣病予防事業の参加者の意識向上度の計算の仕方ということかと思いますが、生活習慣予防教室ですとか、スキルアップ教室といった幾つかの生活習慣病予防のための事業を実施しております、その事業に参加された方に対して、アンケートを行って、意識向上、意識の変化があったという回答をいただいた方の割合を出しているというものでございます。

例えば、生活習慣病予防教室につきましては、保健サービスセンターのほうで4回開催しております、トータルで99名の方が参加いただいている訳なのですが、そのうち、アンケートの結果、94名の方に意識向上があったというような回答をいただいているというものでございます。

同じように、この生活習慣病予防教室につきましては、本郷支所のほうでも行っております、そちらのほうでは、73名の方に参加いただいて、68名の方に意識向上があったというような結果を得て、割合を出しているというところでございます。

スキルアップ教室も含めて、幾つかの教室を全てトータルしますと、全体の参加者数が258名となりますが、そのうち意識向上のあった方が239名となりましたので、239割る258ということで、92.6%という数字を出したというところでございます。

○大村委員 ありがとうございました。

ただ、もうちょっと聞きたいんですが、これは、今、幾つかの教室にまたがっている。これは、年度年度で、同じ対象の施設に対してやっているのか。

それと、あと、アンケートは当然統一したものでやっているんでしょうけども、例えば、講師の方とか、そういう影響というのはないのか、あるのか、プログラムとか、進め方がそれぞれの教室で若干違うんじゃないかなと思うのですけども、そういう影響というのはないのか、あるのかということはどうなのでしょう。まあ、ないと考えたから、単純にやったんだと思うんですけど。

○**社会長** 事務局。

○**石原保健衛生部長** 大事なご指摘をありがとうございます。この生活習慣予防教室というのは、やはり内容につきましては、その年度年度で改めて企画をしてやっておりまして、例えば、これから運動を始める方を対象にしたものですか、あるいは、一定運動をやっている方の、さらに、運動の強度を上げるために実施する教室ですか、一定対象者を少し変えるような形で事業をやっておりますので、そういった意味でいけば、前年度の事業と比較という意味では、少しその事業ごとに意識向上度のある方というのは、少し変わってくる可能性はあります。

当然、講師の先生も、その教室ごとに変わってくる可能性がございますけども、一応、指標としての考え方といたしましては、その時々予防教室を行った際に、教室を行う前と後を比較して、意識向上度がどう変化したかという、その変化度を見ているということにしております。

○**社会長** はい。

○**岩間委員** 今、予防教室の参加ということなんですけど、そもそもそういうのに来ようという意識のある人というのは、改善しよう、そういう意識になる方が多い訳なので、当然、結果的には、その数値が上がるというのは、想像するに難しくないかなという気持ちもするので、基本的には、やっぱりそういうようなことを余り意識されない方をどう呼び込むかということで、その母体数を増やしていった数字じゃないと、あんまり意味がないような気が、素朴な疑問として思ったんですけど、いかがでしょうか。

○**社会長** 事務局。

○**石原保健衛生部長** ご指摘の視点も非常に重要だなというふうには思っております。この指標にした際には、現在、区のほうで実施している事業が、より効果的に行われているかどうかということを中心に評価するために、こういった指標になったのかとは思っておりますけども、ご指摘のとおり、様々な教室を区報等でご案内しても、なかなかご参加いただけない方をいかに拾っていくかということも、非常に重要な視点だというふうに思っておりますので、この指標の課題のところにも書いておりますけども、より青年期、壮年期の方にご参加いただけるように、いろいろなアプローチをしていかないといけないのかなと考えているところでございます。

○**社会長** どうぞ。

○**宮崎委員** 今までのいろんなお話を伺っていて、老人同士の夫婦、あと、独居老人の場合は、何をするにしても情報を得づらい、得た情報を活かしにくい。

なので、近くに子どもが住んでいるとか、近くに親戚がいる、仲の良い方が住んでいらっしゃ

るなど、社会と接触していらっしゃる方はいいんですけども、そうではない、本当に孤立してしまっている、ある程度の年齢以上の方の割合というのは、区のほうで把握していらっしゃるのでしょうか。

○**社会長** はい。ちょっと評価表から離れますんで、どうしますかね。何か答えられますか、事務局は。

はい、事務局。

○**石原保健衛生部長** 今、手持ちの資料がございませんので、ちょっと調べた上で、ご回答させていただきます。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

どうぞ。

○**吉本委員** すみません、吉本です。7ページの、先ほど何回か出た生活習慣の改善に向けた支援なんですけども、先ほどから質問しています、この意識向上度というのは、アンケートの結果だとお伺いしたんですけども、実際、その意識が向上、これは、改善に向けた支援なので、アウトカムは、改善したかどうかアウトカムになると思うのですが、意識が向上した結果、その生活習慣が改善したですとか、数値が改善したというのは、そういったデータを取ったりとか、あと、そういうのをやっているんですが、もし、そういうのがあったとしたら、次年度に募集するときに、これに参加すれば、このように改善して、あなたの医療費は下がります、来たほうがお得ですよという、そういったマーケティングもできると思うんですけども、目的が支援・改善であれば、アウトカムは、改善にしていきたいと思うんですが、その辺は、どうでしょうか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**石原保健衛生部長** そうですね。そういったいろいろ改善という結果をどういうふうに情報収集していくかということについては、また、大きな課題かなというふうに思いますので、今後、皆様のいろいろなアイデアもいただきながら、課題として検討させていただきたいと思います。

○**社会長** どうぞ。

○**岩間委員** 私も同じ考え方です。具体的に、例えば、血糖値はどのくらい下がったのか、血圧がこんなに下がりましたよ、みたいなリアルな数字が出てくると、ものすごく説得力があるし、やっぱりそれこそ本当に参加する意識がなかった人が、ちょっと最近血圧が高めだから、してみようかなとかという、まさに動機付けになるとも思うので、いろんな手だてをとって、周知を徹底させていらっしゃるとは思うんですけど、やっぱりそういうことが一番人を動かすかなと私は思うので、ぜひやっていただきたいなと思います。

○**社会長** あと、8ページのほうで、どなたかご意見のある方、いますかね、これね、生活衛生環境のほう。

どうぞ。

○**乾委員** 乾です。じゃあ、8ページの③の指標について、ちょっと内容というか、評価の計算

の仕方についての確認なんですけど、これは、1.7の目標に対して、実績も1.7の100%と出ていますが、実績値は、実際には、この1.7ぴったりじゃなくて、多分細かく出ていると思うんですけども、細かい値まで教えていただくことは可能でしょうか。

○**社会長** 事務局。

○**石原保健衛生部長** この1.7の根拠でございますけども、この数値を出すに当たっては、犬の苦情件数を犬の登録数で割って算出しておりますけども、犬の苦情件数が、29年度は、99件ございまして、犬の登録数が5,876でございましたので、1.68が小数点第2位までの数値でございます。

○**乾委員** すみません。だとすると、これは、もう100%以上だということだと思んですけど、何か全般的に言えることだと思んですけど、目標値が1.8とか少ないと、これがもし例えば1.7じゃなくて、0.1%未達で1.8%になると、一気に達成率は94.4%と、6%近く下がるんですよ。なので、こういう目標の割合が低いものは、小数点三桁までちゃんと出して、今みたいに100を超えているとはっきり示すみたいなの、違いを見せたほうが説得力が出るんじゃないかなと思いました。

○**社会長** 事務局、いかがですか。

○**石原保健衛生部長** ご意見、ありがとうございます。次回の目標値、指標を作る際に参考にさせていただきたいと思えます。

○**社会長** はい、よろしいでしょうか。

それでは、次のまちづくり・環境分野の検討に入ります。

まちづくり・環境分野は、4項目あります。これを三つに分けて行いたいと思えます。その三つというのは、最初に住環境、その次に環境保護、最後に災害対策と防犯・安全対策になります。まず、最初の住環境につきましては、10分程度で想定しています。

それでは、都市計画部長から説明をお願いします。

○**中島都市計画部長** 中項目、住環境、16ページをご覧ください。

将来像は、「だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち」でございます。

2の基本構想実施計画の指標でございますが、3種類4項目の指標となっております。

まず、①地域の魅力を生かした良好な景観まちづくりでございます。

指標は、景観事前協議件数における良好な景観形成協議物件率となっております。一定規模の建築物などの設置につきましては、景観事前協議により、文京区にふさわしい良好な景観を目指し、設計者等と協議を行ってございます。

景観事前申請の受付段階から、景観への配慮がなされている要請事項のない良好な協議件数の割合の増加を指標として設定しております。

○**社会長** すみません。ページが飛ぶので分かりづらかったかもしれませんね。これA3別紙の16ページになります。第4号ですね。すみません。

どうぞ、続けてください。

○中島都市計画部長 最初からもう一度やったほうがよろしいですか。

○社会長 いいえ、いいです。

○中島都市計画部長 それでは、続きまして、ということございまして、景観事前協議の申請の受付段階から景観への配慮がなされている、要請事項のない良好な協議件数の割合の増加を指標としているものが、こちらの①でございます。

29年度の目標値は63.5%、実績につきましては、景観協議の総件数は198件、そのうち指導の必要だった件数が100件ございまして、実績値としては49.5%、達成率としては78%ということになってございます。

したがいまして、課題といたしましては、区民及び事業者の方々に、さらに景観計画の周知などを図る必要がございます。

続いて、②歩行空間の快適性の向上でございます。

指標は、生活関連経路に指定された区道のバリアフリー整備率となっております。

道路は、高齢者や障害者等含む全ての人々に対して、安全かつ快適に利用できるように整備することが求められております。路線単位のバリアフリー化を進めることで、文京区バリアフリー基本構想における生活関連経路に指定されている区道、約13.7kmについて、毎年整備率を2.5%ずつ上昇させることを目標としているものでございます。

29年度は、目標値2.5%に対しまして、区道901号線と区道982号線の工事を実施し、実績値としては2.7%となっており、達成率は108%となっております。

次に、③だれもが気軽に移動しやすいまちづくり【千駄木・駒込ルート】でございます。

指標は、コミュニティバスの年間利用者数となっております。千駄木・駒込ルートの利用者数は、平成19年4月の運行開始から5年目までは、前年度実績を上回りつつ推移してまいりましたが、6年目の平成24年度に初めて前年度実績を下回りました。その後、利用者数は若干上向いたものの、近年は概ね横ばいで推移している状況です。平成29年度の達成率は、天候による影響もあり98.3%で、若干目標を下回りました。

また、④の【目白台・小日向ルート】につきましては、平成23年12月、運行開始から5年目まで、前年度実績を上回りつつ推移してまいりました。平成29年度の達成率は99.7%で、概ね達成してございます。

続いて、3の評価でございますが、指標の達成率は100%以上のものと100%未満のものが併存しているため、B評価となっております。

6今後の方向性でございます。

バリアフリー基本構想に基づき、順次特定事業としてバリアフリー化の推進を図るとともに、良好な景観形成のための事業展開や歩道整備など、良好な住環境の実現に繋がる施策を推進してまいります。

また、コミュニティバス事業につきましては、さらなるPR活動に取り組むとともに、課題に対する詳細分析を行い、サービスや利便性の向上を進め、利用者数の増加を目指してまいります。
ご説明は以上でございます。

○**社会長** 皆さんのほうから、ご意見、ご質問をお願いします。

いかがでしょうか。

○**島村委員** 島村です。

Bーぐるはとても便利で、私もよく利用させていただいているんですが、特に目白台・小日向ルートだと、かなり帰りが遠回りになってしまって、行きは良いけど帰りはちょっと使いにくいというのがあります。なかなかその帰り道は利用しないことが多いんですが、両方、循環でなく、反対側も回るという計画はあるのでしょうか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**竹田区民課長** 区民課長の竹田と申します。よろしくお願いたします。

今、確かにBーぐるについては、それぞれ片回りという形で逆方向のケアしていないところがございます。今、文京区のコミュニティバスについては、公共交通不便地域の解消という形で取り組んできているところでございます。

今回、この3月に、課題の分析の調査などをいたしまして、その中で、いわゆる逆ルートの分析なども行っているところでございます。そういったことも含めて、今サービスの拡充策について検討しているところでございますが、まずはこのコミュニティバスの目的としては、公共交通不便地域の解消というものを中心に検討しているところでございます。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

○**大村委員** 大村です。

今の中で、今回のご報告と直接的に結びつかないかもしれないんですが、16ページの4番目に、政策・施策に影響を及ぼす環境変化とありまして、その2番目に「絶対高さ制限を定める高度地区の指定」というのが、平成26年3月17日に行われているというふうに書いてございますけれども、私は全然知らないんですけれども、この、例えば高さの制限とか、それから高度地区の指定というのは、どういう基準というか、で、どのようにして決められるものなんでしょうか。ちょっと教えていただけますでしょうか。

○**社会長** それでは、事務局。

○**中島都市計画部長** 高さ制限と言いますのは、通常は建築物等をつくる際の規制に適用されるものでございまして、その規制といたしましては、都市計画法で定められて高さを、地区ごとにどのぐらいの建物の高さまでは許容されるかというのを定められるものでございます。

一般的に言われているのが、住宅地等は低く抑えて、商業地区では高く建物が建てられるというのが、一般的な考え方でございます。

○**大村委員** どうもありがとうございます。

○**社会長** はい、どうぞ。

○**島川委員** 島川と申します。

今の関連で、高さが多分看板だとかそういう規制が入っていると思うんですけども、実際問題、20メートル以上で看板を撤去してもらったとか、そういう事例があるんでしょうか。

○**社会長** はい、事務局。

○**中島都市計画部長** ちょっとお聞きしたいんですけども、看板の20メートルというのは。

○**島川委員** ビルの上に看板を立てて、それが景観にひっかかるとかということが、広報に載っていたと思うんですけども、そういう事例で撤去されたことはあるんでしょうか。

○**中島都市計画部長** 撤去ですか。今は景観条例というのが文京区にございます。設置する前に景観協議というのをさせていただいて、その形ですとか色、そういうものを文京区の景観アドバイザーというところと、専門委員ですけども、そちらのほうと協議をする中で、了解事項として認められたものを設置するような形になってございますので、そういう制度の中でできたものについて撤去というものはございません。

○**社会長** はい、事務局。

○**高橋管理課長** 管理課長の高橋です。

屋外広告物につきましては、東京都の屋外広告物条例というのがありまして、これによって大きさとか建物を含めた上での高さとかいろいろ基準がありまして、それに基づいて届け出をして設置されています。

○**社会長** はい、それでは、岩間さん。

○**岩間委員** 岩間です。

2番の①、指導した物件が100件ありということなんですけど、この内容の中で多かった案件であったり、一番ひどかったことみたいなのは、差し支えないようでしたら、お伺いしたいです。

○**中島都市計画部長** 景観協議をするときの考え方といたしましては、文京区の特長として挙げられておりますのが、坂と緑と史跡でございます。その場所がどういう、そういうところにあるのかというところを、アドバイザーが現地に行って、計画を照らし合わせて、こうしたほうが良いんじゃないかと、一つのマニュアル的な、ガイドライン的なものができておりますので、それをもとに設計者と協議をしながら行っていくというもので、大きい小さいというか、ひどいというような言い方ではないんですけども、多いのは道路からの見え方で、緑が少なかったりするので緑を増やしていただくとか、またエアコン等の屋外機、そういうものが見えないように配慮していただくと、そういうような事例が多かったように記憶しております。

○**社会長** よろしいでしょうか。

それでは、次の環境保護に入ります。

これも10分程度で行いたいと思います。

それでは、資源環境部長から説明をお願いします。ページは17ページになります。

○山本資源環境部長 それでは、17ページの環境保護につきましてご説明いたします。

資料の説明に入る前に、一部訂正箇所がございます。資料の右下の3の評価というところの欄の「将来像の実現に向けた実施計画事業」という欄がございますけれども、その中の総事業費というところがございます。そこの平成28年度実績が4億4,192万9,000円になってございますけれども、正しくは8億2,970万4,000円でございます。申し訳ございませんけれども訂正のほどをよろしく願います。もう一度申し上げますと、今ある441,929という数字を、829,704のほうに訂正をお願いします。誠にすみません。

それでは、説明を申し上げます。

環境保護のポイントは、評価表の1の基本構想実施計画の「現状と今後3か年の方向性」にございますように、大きく分けて二つございます。一つは、文京区環境基本計画に基づく地球温暖化防止対策、もう一つは、ごみ減量など低炭素・循環型社会の形成に向けた取組ということでございます。

これら进行评估するために、2にございますように、三つの指標を掲げてございます。

まず、最初の①ですけれども、二酸化炭素排出量の削減でございます。

地球温暖化という言葉は、皆様耳にされたことがあると思いますけれども、今年も非常に暑かった訳でございますけれども、実はパリ協定という協定がございまして、その中で地球温暖化対策を全世界レベルで取り組んでいこうということがございます。具体的には、温室効果ガスを削減していこうということがございますけれども、温室効果ガスというもののほとんどが実は二酸化炭素でございますので、実際はその二酸化炭素の排出量を計画的に削減していくということがございます。

ここで掲げてございますのは、区の目標としては、平成17年を100とした場合の文京区役所の事務事業における二酸化炭素排出指数というのを指標としてございます。右の表を見てください。下の線が目標値でございます。32年度は72になってございます。これは、平成17年度の100に対して72、つまり28%の削減を目標としているというものでございます。それで、左の表を見ますと、平成29年度は、目標値の81.5に対して、実績値は90.6でございます。これは達成率が90%になっていることが分かるかと思えます。

文京区役所では、空調の適正温度ですとか照明の早朝及び昼休みの消灯、ダウンライトのLED照明、新電力の活用など、省エネに努めてございます。また、出先機関につきましても、省エネ指導等を行いまして、全庁的な省エネ対策に努めているところでございます。

次に、省エネルギーの推進でございます。②のところでございます。

これは街路灯のLED化を指標としているものでございます。平成29年度は、目標値の41%に対して実績値は45.3%、つまり達成を上回っているということで、達成率は110.5%になってございます。これにより、平成28年度に比べ、年間で約31万キロワット相当の電

力を削減することができております。今後もさらにLED化を進めていくということでございます。

次に、循環型社会の形成の推進、③のほうでございます。

これは、区民一人当たりの家庭ごみの排出量を指標としているものでございます。

まず、これがなぜこの指標になっているかということでございますけれども、文京区全体のごみ量を指標とすることもできるんですけども、最近非常に人口が増えてございます。人口増の要素がございますから、なかなか指標としては客観的な評価は難しい面がございますので、区民一人当たりに換算しまして、家庭ごみの排出量を指標にしているところでございます。

右の表を見ますと、目標値と実績値は、かなり重なってございます。左の表を見ますと、29年度の目標値は359g、1日に対してです。実績は361.8gという形で、達成率は99.2%でございます。これはかなり達成しているという形が分かるかと思えます。先ほどのごみの総量で見ますと、確かに人口増という増要因がございますけれども、それでも下がっているという形でございます。

ごみを減らすにはどうしたら良いかということでございますけれども、文京区ではごみ発生抑制の取組を広くPRしてございます。ここで書かれてございます食品ロスの削減でございますけれども、ご家庭で余っている食材等で、このまま使用しないでごみとして出してしまうという、そういうようなものを、リサイクル清掃課の窓口、もしくはイベント等でフードドライブとして受付を行ってございます。また、余分な食材を使わない、いわゆる食品ロスに取り組む店舗を食べ切り協力店という形で紹介などをしてございます。

引き続き、循環型社会形成を推進するために、区民や事業者の方々の意識向上を図るとともに、さらなるごみの削減法について検討していきたいと考えてございます。

これらの評価の結果はB評価という形でございます。

今後、引き続き環境保護に取り組んでいくための課題としては、区が実践可能なものは率先で行うこと、また環境保護に対する区民や事業者の意識啓発を継続的に取り組むことが必要であると考えてございます。

そこで、6の今後の方向性ですけれども、庁有車、区が所有している車を電気自動車化もしくはハイブリッドへの更新などを検討、これは一部で行ってございますけれども、区において率先できるものはさらに強化していく。さらに、各種講座等を開催して、様々な角度から啓発活動に取り組むこと、これらによって、将来世代に良好な環境を引き継いでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○**社会長** それでは、質問をお願いします。いかがでしょうか。

○**吉本委員** 吉本と申します。よろしくをお願いします。

二酸化炭素排出量の削減なんですけれども、23年度にはすばらしく83.7%まで下がって

いるのに、翌年、翌々年とV字回復ではなくてV字悪化しているんですけども、この要因の解析はできているんでしょうか。

あと、この二酸化炭素排出量とかは、結構電気をどの程度使えばどのくらいになるかとシミュレーションは、計算上はできると思うんですけども、そういうことはちゃんとやった上で、この目標値を立てているのか、それとも頑張ろう、エイエイオーだけでやっているのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○**社会長** それでは、事務局、お願いします。

○**浅川環境政策課長** 環境政策課長の浅川と申します。

23年度は、著しく減っているというのは、ご案内のとおり、東日本大震災の影響が大きいかと思えます。

この二酸化炭素の排出量につきましては、文京区全体ということよりも、この指標自体が文京区役所での数値なんですけども、電力の配給の不足等もありまして、一部施設を、例えば夜の時間帯にサービスが行われなかったということで、使わなかったというような形で、23年度は著しく落ちているということをごさいます。

また、この二酸化炭素の実際の排出の計算ですけども、事業者の方ではご案内のところがあるかと思うんですけども、必ずしも使った電気量だけで出すものではありません。先ほどの後段の質問等にも繋がるんですけども、電力係数というものを掛けて二酸化炭素排出量を出すことになっております。

例えば石油ですとか、そうした化石燃料で電力を発生しているものについては、高く見ます。例えば再生利用エネルギーというような形で太陽光ですとか、またはバイオマスの電力ですとか、そうしたものを使った上でになりますと、電力係数が低くなります。実際は、その電力会社との契約で、その電力会社ごとで係数が決まっておりますので、そうした想定、推定でその数値というものを outsourcing させていただいております。

なお、この計画、先ほど電力で目標値というような話もありましたけれども、実際、こちらについては地球温暖化対策の計画を立てておりますが、平成17年度の時点で立ててごさいます。それですので、この17年度を100とした割合というふうにさせていただいておりますけれども、実際にはその地球温暖化推進計画をつくるに当たって、実のところ、国の削減目標ですとか都の削減目標なんかを勘案して、文京区の今後の人口推定なども考慮した上で、目標値である28%というものを設定し、これらを年々その目標値に向かっていくような形、28年度には86.3%と少し上がっていますけれども、これは第二次の文京区役所の地球温暖化実行計画、これに基づいて一度修正を図っておりますけれども、実際の目標値については72%、こちらに向かっているものでごさいます。

○**社会長** よろしいですか。

○**吉本委員** 質問の一つは、全体としての目標ではなくて、こういうのを積み上げていくと思う

ので、ある程度、どの程度やれば、というのは各部署で共有した上でやっているのかどうか、というところをお答えいただけたらと思います。

○浅川環境政策課長 例えばどこが何%ですとか、こういったモデルが何%というような目標値は、実際立てている訳ではございません。同じ共有するという形であれば、28%削減に向けて、どの施設においてもそれに向けて協力いただいているところでございます。

○吉本委員 では、各部署にフィードバックとかもしていないということですか。

私が勤めている会社ですと、部署ごとに目標値に棒グラフがあって、結構競わされるような形で、電気代ですとかコピー代とかをやっているのですが、そういう各施設へのフィードバックもしていないということでしょうか。

○浅川環境政策課長 続きましてすみません。フィードバックはしてございます。毎年、地球温暖化の環境の会議等で、庁内での共有もしておりますし、区全体についても協議会がございまして、こちらのほうで毎年度実績報告を出して、それに向けてアクションプランなどがありますけれども、こうした形で、毎年度チェックをしているところでございます。

○吉本委員 全体ではなく各部署でというのはやっているかないかと、全体ですと、結構責任感もぼんやりしてくると思うんですけども、各部署ごとの結果とかを出して共有していて、うちの部署は去年よりも上がった、減ったとか、そういうことはやっているのかどうかというところお聞きしている。

○浅川環境政策課長 各部署において、それぞれの施設における、例えば電力使用量ですとか、紙の購入量ですとか、そうしたものを積み上げた結果になっておりますので、そうした数値は出してございます。

それで、例えばその施設において、その数値にちょっと高めなところがあれば、実のところを言いますと、省エネ指導という形で、民間の省エネの管理者の方のもと、指導というものもやっているところでございます。

○社会長 はい、武井さん。

○武井委員 武井と申します。

「環境にやさしいまち」という将来像に対して、この1番の二酸化炭素排出量の対象が、区の事務事業だけというふうになっているのが、ちょっと違和感があるなというふうに思っていて、民間の企業とかを入れるとコントロールできないというのは、すごくよく分かるんですけども、文京区として、目標をこういうふうに置いているよというのがあるのかということと、あと、もしあるとすれば、企業だったり私立の大学だったりというところに対してどういう取組、啓発といってもあんまり意味がないと思うので、具体的な何か施策みたいなものも打たれていたりするものがあれば、教えていただきたいです。

○浅川環境政策課長 まず、その指標については、どうしても区全体の二酸化炭素の排出量を出すのは、実際3年後ぐらいになるんですね。ですから、最初のデータを出せるのが、文京区役所

だけというところもありますので、この指標を作る際にそうしたお断りをさせていただいて、まずは文京区が率先行動という形で、こうした指標を使わせていただいております。

実際に、区全体としては14%削減の目標を立てておりまして、例えば区民や団体に対してのアクションプランというような形で、計画の中でも示しているところがございますけれども、先ほどもなかなか意識啓発だけではというところもありましたけれども、基本的には意識啓発の部分と、例えば再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実践ということで、例えば家庭に太陽光電力を導入するですとか、地球温暖化対策というよりも省エネに近いところですが、エネファームだとか、そうしたものを導入する際に対しての補助制度なども設けているところでもございます。その他にも、そうした部分で言えば、環境の分野だけで行っているものではありませんけれども、緑化への取組でありますとか、自動車への排出の削減、またはいわゆる3R、ごみの部分についての取組などもしているところがございます。

○山本資源環境部長 結局、今の質問は、文京区全体でやっているのかという話なんですけれども、これはまさに法律で決まっています、地球温暖化対策の推進に関する法律21条に基づいて、地方公共団体はこの計画の策定が義務づけられているものですので、当然、文京区として、文京区全体の二酸化炭素排出量の削減目標を、今課長が申し上げたように、14%という形で掲げて、現実問題として、平成27年度が今分かっている直近の数字でございますけれども、これは削減が目標に対して4.1%なんですけれども、これからまだもう少し時間がありますけれども、4.1という形で目標よりもかなり少な目になってございます。

ただ、内訳を見ますと、産業部門ですとか運輸部門、いわゆる工場ですとか運輸部門ですとか自動車ですか、そういうところの削減というのはものすごく著しくあって、30%、40%の比率で、前年比で削減されているんです。これはなぜかという、いわゆる技術革新によって電力を使わないような機械を使ったり、自動車で言えばハイブリッドですとか電気自動車等が普及したという形で、非常にその辺は貢献はできているんですけれども、なかなか家庭部門というのは、小まめに電気を消したり、いろんな省エネ家電を買ったとしても、なかなか難しいものがございまして、そこが削減できづらいというところがございます。

ただ、全体としては、従来よりもだんだんと削減方向に向かってございますので、目標に向かってこれは推進していきたいと、そういう考えでございます。

○社会長 その他、いかがですか。

○岩間委員 岩間です。

すみません。この時間に。文京区のこの循環型社会の取組は結構いろいろされていらっしゃると思って、私も関心をもって参加をさせていただいて、例えばリサイクルのフリーマーケットみたいなものですとか、最近ではリサイクルのいろんな行事に参加しようとする、参加したい希望者がかなり多くなってきたみたいで、なかなか参加したくてもできないみたいな状況があるので、意見なんですけれども、もっと年間数回じゃなくて頻繁に毎月だったりとか、そういうことをし

ていただくことができないのかとか、あと、こういうことは、子どものころから意識を根づかせることが大事だと思うので、もっと子どもが参加できるような、夏に子どもだけのリサイクル、フリーマーケットみたいなものが1回ありますけれども、そういうのをもっとやるとか、子ども同士のとりかえっこのような、物々交換のようなものが、たしか年に2回かな、秋と春ぐらいにあると思うんですけれども、そういうのをもっと活発にやっていただけると良いかなと、個人的には思うので、ちょっと意見ですけれども。

○齋藤リサイクル清掃課長 リサイクル清掃課長の齋藤と申します。

今、ご質問がありましたフリーマーケット等に関しましては、今お話がありましたように、区民ひろばのほうで実施させていただいております。今ご指摘のありましたように、出店者に対して応募される方が多数いらっしゃるという現実がございます。そういったことを踏まえまして、なるべく多くの方に利用されるように、回数等につきましては検討させていただいている状況でございますが、フリーマーケットというものは、行政だけがやっているものではないものですから、区民団体さんも同じようなフリーマーケットに取り組んでおりまして、競合することのないように、そこら辺も配慮しながらフリーマーケットを実施させていただいております。

また、お子様に対する環境教育ということで、今お話がありましたように、8月に親子で行うフリーマーケットということで、親子によるご参加のフリーマーケットというものも実施させていただいております。

また、お子様の子ども用品とりかえっこ、こちらに関しましては、今のお話のありましたように、春と秋、実施しておりますが、こちらのほうで実際子ども用品とりかえっこで、どうしてもとりかえが、需要と供給のバランスで供給できなかったもの、ちょっと言葉があれなんですけれども、余ってしまった用品・洋服等につきましては、他のイベントにおいてまた活用させていただいているということも行ってございます。

○久住企画政策部長 今日は教育関係の部長が出席しておりませんので、区立の小学校においては、省エネチャレンジのようなものを実施して、学校全体でどのくらい省エネを達成しているかを、廊下にグラフを作って子どもたちが率先して取り組めるようなものであったり、それから環境学習というのを取り入れておりますので、学校現場の中でも、今委員ご指摘のような子どものころから環境に優しい生活を身に付けるようなことについても、地道な活動になりますけれども取り組んでいるということ、ご紹介させていただきます。

○社会長 それでは、時間を過ぎていきますので、次の災害対策と防犯・安全対策に入りたいと思います。

20分以内でお願いできればと思います。危機管理室長からまとめて説明をお願いします。ページは18ページになります。

○八木危機管理室長 危機管理室長の八木でございます。

ご説明に先立ちまして、一言お詫びを申し上げたいと思います。実は、本日午後1時15分頃、

防災行政無線で、大きな地震が起きたという放送が誤って流れてしまいました。本来、震度5弱以上で流れなければいけないものが、震度1で鳴ってしまったということで、現在、原因は究明中ということでございます。ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。

では、18ページから進めさせていただきたいと思います。

区内には、大規模な災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるためには、区民と区が自助、共助、公助と、それぞれの役割を果たして連携することで、地域の災害対応力の強化を図っていく必要があると考えております。そのような中で指標を定めております。

まず、一つ目の指標でございますけれども、地域主導の防災対策の強化です。

区では、従来から、地域の防災活動を行う団体に、4種類の助成制度を用意しております。29年の実績ですけれども、106団体へ支援するという目標に対しまして、88団体という結果になり、28年度の実績比10%増となっておりますけれども、達成率は83.0%ということになっております。

この原因ですけれども、十分に助成制度が浸透していないと考えておりまして、対応策としては、これまで行ってきたホームページやパンフレットでの広報に加えまして、11月の区報には、第一面を活用しまして、災害に備えることの重要性を積極的に周知するなど、様々な機会を捉えて啓発してまいりたいと思います。

また、今年度、区では全部の避難所に避難所開設キットというものを導入する予定です。これは、避難所開設に必要な行動手順書が入った箱で、その中身を読めば、誰もが躊躇なく活動できると、こういうことを目標にしております。今後は、このキットを活用した訓練が行われるように、区としても努めてまいりたいと思っております。

二つ目です。地域防災を担う人材の確保という観点から、防災士という民間団体が創設した資格の取得を促すというものです。

防災士は、地元の避難所運営協議会や自主防災組織が中心となって活動していただくことを想定しておりまして、昨年度は、区が関与することなく、防災士だけで自発的に避難所運営訓練の企画から運営を行うなど、好事例が出ております。

29年度は希望者8人全員が防災士に認証されました。指標は、144人に対して実績は188人となっております。これは、この資格は個人でも取得できるため、区で助成した人数を大幅に超えるという結果になっております。

また、31年度の目標値も超えておることがございまして、今年度、区では助成した防災士に集まっただきまして、意見交換や情報交換の場を初めて設定したいと考えております。他、区内におられます約200人の防災士のネットワークづくりの方法などについても、協議をしていきたいと考えております。

三つ目は、③災害に強い都市の整備ということで、細街路、これは建築基準法に定めます幅員が4メートル未満の道路のことなんですけれども、これの拡張整備率を指標としております。

細街路の拡幅によって、消防車等の緊急車両の通行を円滑にすることにより、市街地の防災性の向上を図っております。分母は拡幅の必要な道路延長で、分子は拡幅整備済の道路延長となっております。建て替えが行われる際、建築確認の申請に先立ちまして、前面道路の拡幅に関する協議を建築主と区で行い、敷地のセットバックの位置を確認した上で、建物の竣工に合わせて道路の拡幅整備工事を行っておるといふものでございまして、29年度の目標に対する達成率は99.6%となっております、概ね目標値に到達しております。

3の評価でございますけれども、以上により、Bということになります。

中項目全体の成果と6番の今後の方向性でございますが、昨年度は、全庁を挙げて熊本地震を踏まえた災害対策の充実・強化の検討を行い、その報告書をまとめました。これを反映させた形で、現在、地域防災計画の修正に着手しております。

その際、本年度発生いたしました、大阪府北部地震や北海道胆振東部地震などの災害からの教訓も、可能なところから取り入れてまいりたいと考えております。

続きまして19ページ、防犯・安全対策のご説明に移ります。

防犯・安全対策に関する四つの指標についてご説明いたします。

一つ目は、①刑法犯認知件数です。

この件数は、29年度は1,329件で、目標値1,504件を下回っております。これは、区民、区、警察、防犯協会と様々な民間事業者が連携を図りながら、啓発活動や見守り活動を行っていることや、防犯カメラの設置により犯罪発生への一定の抑止効果を上げているためと考えられ、全体に順調に推移していると思われま。

二つ目は、②安全・安心まちづくり地区を構成する町会の割合です。

この推進地区というのは、条例に基づきまして、地域で自主的に活動している団体からの申請に基づいて、区が指定をしているものです。目標値、実績値の分母は町会総数、分子は団体を構成している町会自治会の数としております。達成率は93.6%となっております。

その原因ですが、防犯カメラの初期投資が12分の11の補助があるものの、町会等の設置団体は費用負担が必要ということでございまして、費用負担をしてでも防災カメラをつけたいと考える町会等が、概ね指定を受けているのではないかと考えられております。

しかしながら、私どもとしては、平成31年度までは防災カメラ設置に対する都の補助率が引き上げられているということを強調して、引き続き制度の周知に努めてまいりたいと思っておりますし、また東京都に対しては、維持管理費の補助制度の創設を要望していきたいと思っております。また、区独自の補助制度の創設についても検討してまいりたいと思っております。

続きまして、三つ目、③交通事故死傷者数の削減です。

交通事故死亡者数は、毎年減少しておりますが、平成28年度に区が策定しました第十次改訂版交通安全計画におきまして、平成32年度までに死者数を400人以下とする目標を定めました。その結果、29年度の達成率は90.9%となっております。

交通事故死傷者に占める高齢者の割合が増加傾向にあり、また自転車の交通事故も多いことから、高齢者の安全教育の充実、自転車マナーの啓発など、警察や交通安全協会と連携を図りながら進めてまいります。

最後ですが、④放置自転車の台数です。

950台の目標に対しまして、783台と大幅に改善をしております。これは、区の自転車駐車場の整備を計画的に行っていることと、29年度より自転車の撤去を平日のみならず、土曜日または日曜日にも実施していることにより、このような成果に繋がったものと考えております。

3の評価ですけれども、以上によりBとなります。

6の今後の方向性ということでございますけれども、文京区内全域で客引き防止条例を、昨年から施行しております。この条例を活かしながら、区、警察署、民間団体等と連携を一層強化して、今後とも、「だれもが安全で安心して暮らせるまち」を目指してまいりたいと考えております。

ご説明は以上です。

○社会長 それでは、皆さんのほうからご質問をお願いします。いかがでしょうか。

○島村委員 島村です。

③番の交通事故死傷者数の削減についてなんですが、自分自身が子どもを連れて電動アシスト付自転車に乗っている、自転車をよく利用しているのですが、かなり自転車レーンを道につくっていただいているところがどんどん増えてきてはいるんですけども、自動車が停まっていることによって、かなり危なく感じる場合があります。で、違法の駐車をしている自動車に対して、何か対策は取られているのでしょうか。お願いします。

○高橋管理課長 管理課長の高橋です。

現在、自転車レーンの整備を進めております。今、ご指摘があったような問題があります。この理由ですけれども、まず自転車利用者の方々も、自転車も軽車両ということで、道路交通法では車両になります。ですので、車道においては、車も自転車もお互いしっかり注意をしながら安全を確認しながら通行することになります。

ですので、レーンに車の駐車が合った場合にも、しっかり後方を確認しながら、よけながら進むと。また、車のほうも自転車レーンは自転車を通るものだとということで、なるべく駐車をしないような、お互いがしっかり意識、マナー向上を図ることが大切ということで、そこら辺の啓発に区のほうは力を入れております。

○社会長 その他、いかがでしょうか。

○中村委員 地震とか豪雨とかという災害が非常に頻発しています。もし大きな事故が起これば、たちまち私は高齢者であり障害者であり、それからマンションの11階に住んでおりますので、たちまち災害弱者になってしまいます。その弱者の立場から、区が今ご指摘した、準備されていることに対して、できるだけご迷惑をかけないようにするにはどうすればよいか、教えてください。

い。

以上です。

○村岡防災課長 防災課長の村岡と申します。

文京区のほうでは、そういった高齢者だとか障害者の方に対しまして、各避難所では要配慮者スペースということで、なるべく1階に近い、トイレに近い、それから保健室の隣だとか、そういったところに配慮が必要な方に避難していただくというようなことも想定しております。

また、マンションに住んでいらっしゃるということですが、例えばマンションのエレベーターの閉じ込め対策として、そういった備蓄品の助成制度も設けております。また、マンション独自で防災訓練等を行った場合も、そういった経費の助成制度というものを設けてございます。

そういったものを活用していただきながら、防災対策に備えていただくというような普及啓発活動に、今取り組んでいるところでございます。

○八木危機管理室長 あと、すみません。補足をさせていただきますと、区では避難行動要支援者名簿というものを作成しております、自力では避難が困難という方を名簿登録をいたしまして、その方のお名前を地域で共有しております。ですから、そういった地域の方との顔つなぎというのがぜひ必要なこととございますので、そのようなことを区も取り組んでおりますので、また皆様方もそのようなこととお勧めいただければ、大変ありがたいと思っております。

○中村委員 ありがとうございます。

○辻会長 その他、いかがでしょうか。

○吉本委員 吉本です。

18ページの地域防災の人材の確保のところなんですけれども、この防災士資格の登録数が、目標値をもう既に上回っているんですけれども、文京区としては何名ぐらいまで育成するのが妥当だと考えていらっしゃるのでしょうか。

あと、この防災士以外に類似の資格ですとか、そういうのである程度もう既に足りているというような状況なんですか。それとも、もっとこういうところを増やしたいというような、これ以外にも災害対策のこういう資格ですとか、そういうものが何かあれば教えていただきたい。

○村岡防災課長 防災士の取得者数につきましては、何名が妥当かというところで、その資格を持っている方が多ければ多いほど良いに越したことがないのかなと思っております。

ただ、その資格を取られた方が、取られた後に、それをどう地域の防災訓練等々で活かしていただくかというようなことを、また大切に考えておまして、防災士の資格を取得した後のフォロー体制というのも、文京区で今検討しているところでございます。

あと、将来的に何か防災士以外の資格についてですけれども、現在のところ防災士という資格がひとり歩きというか、中心になっておりますけれども、また近年の災害が多発していることを受けまして、こういった防災士の資格というものが、非常にニーズが高まっております、文京区の窓口にも多数お問い合わせをいただいているところでございます。

○平田副会長 すみません。防災が専門なので、ちょっと補足したいんですけども、防災士ができれば満足という訳ではなくて、防災士の資格は有効なんですけれども、それはリーダーになるような人を育てるほうですよ。でも、それだけでは足りなくて、住民の方がみんな助け合わないとだめなんです。こちらのほうが難しい訳なんです。

なので、資格を取った人が何人生まれたから良くなるというものではなくて、もう一つ別の政策も取らなくてはならなくて、みんなが動き出すシステムですね。こちらのほうはかなり難しいので、まだまだ、文京区でもいろいろ苦勞はされているんですけども、ここは私たち自身の問題として捉えない限り、かなり解決は難しいと思います。

○岩間委員 今の防災士の課題として、女性の防災士を増やしていく必要があるというふうに書かれているんですけど、今現状は比率はどのぐらいなのか、男女比。

○村岡防災課長 文京区で助成をして防災士を取得された方というのは、今まで合計37名いらっしゃいます。そのうち、女性の取得者が3名となっております。

○社会長 その他、いかがでしょうか。

○中野委員 すみません、中野です。

私は4年前に他区から来たんですけども、先ほど平田副会長がおっしゃったように、防災士の方なりは、地域のリーダーになる方がいらっしゃっておりますね。私は4年前から来ていますけれども、積極的な地域の防災活動はあまり告知もされなかったりだとかやっていて、他区では、例えば消防署の例えば多分行政の方だったか、区の方だと思いますけれども、そういう指導者の方と地域の防災のリーダーの方で、毎年定期的に防災訓練だとか、あるいは3年に一回とか2年一回は、大規模なもう少し地区を大きくした形の、班編成での自治会の防災訓練の実施だとかというようなことで、我々もそういう地域の防災活動に地域住民として参加するだとか、というような機会は非常にあるんですけど、文京区はそういう点がないというのが、今の実感なんです。

実際、行政としてどういう取組をされているのか、お聞きしたいんですけども。

○村岡防災課長 文京区内に、文京区が主催する防災訓練というのは、年に4回、春・夏・秋・冬、それぞれにテーマを設けて実施しております。それ以外にも、各町会や自治会の皆さんが自主的に訓練をされている町会もございます。

先ほど、室長のほうでご説明いたしました、今、避難所開設キットというものの作成途中でございます。この避難所開設キットを全ての避難所に導入する予定で進めておまして、この避難所開設キットの導入を契機といたしまして、各避難所運営協議会や町会自治会の皆さんに訓練をしていただくきっかけとして、今考えております。

○社会長 なかなか、でも浸透していないんですね。何か工夫しなきゃならないということですね。

○平田副会長 時間がない中すみません。やっぱり、住民の方を動かすには、他の自治体の例も

少し見ないといけなくて、横浜市とかは、例えば草の根レベルで防災に関するいろんな知識を伝えて、みんなのレベルを上げるみたいな、家庭防災員みたいなやり方もあるのです。ですから、今のやり方にプラス、他の自治体の例も検討していただけると、もっと皆さんも上がってくると思います。

○**社会長** はい、お願いします。

その他いかがでしょうか。

○**三枝委員** 三枝と申します。

6番の今後の方向性のところで、熊本地震を踏まえたマニュアルの改定等ということが書いてありますが、特に熊本地震を踏まえたというところでいくと、大きなポイントはどこになるのか教えてください。

○**村岡防災課長** 熊本地震を踏まえた検討を昨年度実施したところをございまして、幾つかいろんなテーマについて議論をいたしました。中でも、特徴的なのは、情報伝達手段について特化してよく議論をいたしました。熊本地震でも、今年度の北海道地震、それから大阪地震でもありましたが、デマ情報をどう防いでいくのかということで、行政として正しい情報をスピーディに出していくということで、ここについては、いろいろなホームページやSNS等を活用した情報伝達手段について検討をいたしました。

○**社会長** それでは、時間も過ぎていきますので、ここまでとしたいというふうに思います。

最後になりますが、次第2、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のほうになります。

本日の検討分野は、先ほども議論しました高齢者福祉になります。資料は第5号のほうになります。

それでは、福祉部長のほうから説明をお願いします。

○**木幡福祉部長** 説明する前に、先ほどの、孤立していた独居老人のお話がありました。数の部分で言いますと、単独世帯、ひとり世帯というのは数字をおさえていまして、直近はないのですが、平成27年度で65歳以上のひとり世帯ということで言いますと、1万2,574人ということで、29年度、現時点ですと大体1万5,000人前後かなというふうに思っています。独居の方が皆孤立しているという訳ではないとは思いますが、かなりの数になるのかなというところかと思っております。

それでは、資料のほうに戻らせていただきまして、高齢者福祉のほうをさせていただければと思います。

基本的な方向でございませうけれども、今回、介護施設の数ということと、それから認知症サポーターの数というところで、今回表現させていただきました。施設の整備と、それから認知症の方がこれから増えていくことも想定されますので、その辺の適切なサービスの提供とともに、その仕組みづくり、この辺のところ、合わせて介護の人材の部分の定着が必要かというふうに思っております。

まず、介護施設の数でございますが、平成29年度現在、特養が5か所、介護老人保健施設、老健と言われるものが3か所、認知症の高齢者のグループホームが7か所、それからちょっと難しいんですが小規模多機能型居宅介護事業ということで、在宅医療をする場合には必ず欠かせない施設が3か所、それに24時間の訪問看護が付く施設が1か所ということで、平成29年度現在19か所という形になっています。で、特養の定員というところで475人が、今現在という形になっています。

認知症のサポーターの数でございます。文京区は、これまでも認知症の本人の方ですとか、家族の方が地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症の正しい理解ですとか、それから認知症本人の方・家族の見守り、状況に応じて声かけができるような認知症サポーターということでの養成講座を、平成25年度から行ってございまして、現在1万2,704人ということになっております。

具体的な施策でございますが、①民間事業者による高齢施設の整備ということで、先ほどのお話と重なりますが、特養の部分が116名、それから先ほど老健のお話をさせていただきましたけれども、老健が100という形になっております。

申し訳ございません。ページをめくっていただければと存じます。

介護人材の定着の部分でございます。ご存じのように、介護人材の確保が難しい状況になっております。実際、文京区では特養等については、今のところ大きな支障はない形にはなっておりますけれども、ゆしまの郷でのショートステイですとか、それから認知症のデイサービスで若干介護の職員が欠けているということで、定員24人のところ、今のところ12人の対応というところがあります。

具体的などころで言いますと、先ほど災害弱者のお話がありましたけれども、文京区では福祉避難所を今開設してございまして、その施設で、実際に文京区に何かあったときに駆けつけることができる方に対して、家賃補助を行っておるところでございまして、今現在、81の方がその申請をしていることになっておるところでございます。

それから、介護の部分に関しましては、中学生のうちから介護については、きつい、汚い云々というのがかなり定着しているというのを、実際の介護の現場の施設長とお話をしても、考えをよく聞きますので、そのあたりのところに関しましては、早い段階からそうではなくてということについての普及・啓発ということで、実際に今中学校の訪問を、出張を行ったりということで、今は年3回、介護事業者の職員が行ったりしているところでございます。

それから、今年度も夏に、事業所見学バスツアーということで、中学生、それから小学生も参加が何人かありましたけれども、そんな形での施設、事業所の見学ツアーを行ったところでございます。

最後になります。認知症の施策ということで、総合的な施策ということで、実際、講演会、研修を行ったり、それから実際に認知症カフェということで、安心相談センターのほうで認知症の

家族ですとか、その方たちに対しての普及・啓発等に努めているということ。

それから、最後になりますけれども、SOSメールということで、支援登録者などが行方不明になった場合、あらかじめ登録した地域の方たちの協力、先ほど平田先生からも地域の方たちの協力というお話がありましたが、この認知症に関しましても、協力者が一人でも多ければ多いほど、行方不明になった場合の発見ですとか、保護に繋がるという形で、平成29年度末現在で協力者が603人ということでございます。

私のほうからの報告は以上になります。

○**社会長** 皆さんのほうからご意見をお願いします。

○**武長委員** 青年会議所の武長です。

2番の介護人材確保・定着等支援事業の点についての質問です。

これは、右の②のところの上の箱みたいなのところの4行目なんですけれども、「こと」で始まる場所です。区内事業所の人材不足の解消に繋げるということなんですけど、先ほど部長のほうからご回答があったように、区内全体の事業所の介護従事者が少なく、不足していて、区内全体の事業所の人数を確保したいと、そういう取組だということによろしいですよ。

○**木幡福祉部長** そうです。

○**武長委員** そうだとすると、KPIの一番目が介護施設従事職員住宅費補助で住宅費補助の申請者数がKPIに挙がっているんですけど、これは、先ほどのお話ですと、福祉避難所を提供してくれたところに給付するというような形になっていると思うんですが、福祉避難所の提供というのは全部の事業所ができるんですか。一部の事業所しかできないのか、全部の事業所がそもそも福祉避難所を提供する要件に満たされるのかというところを聞きたいんですけど。

○**木幡福祉部長** 福祉避難所に関しましては、特養、それから在宅サービスセンターですとか、それから障害の施設については、ここにはないですけども、福祉避難所をやっただけのところに関しましては、住宅費補助を進めているということでございます。

数の部分、福祉避難所も今はどんどん増えていっている形になっておりますので、それに応じての住宅費補助についても増やす形で、介護人材のほうも合わせて確保という形で対応しているところでございます。

○**武長委員** そうすると、今現在、福祉避難所を提供していて、この住宅費補助を受けているという事業所というのは全体の何割ぐらいですか。

○**木幡福祉部長** まだ、数的にはそんなに多くないんですけども、特養に関しましては全ての特養、それから在宅サービスセンターに関しましても、今は3在宅福祉サービスセンターが受けた形をとっております。今後、老健等にも広げていく形で考えているところでございます。

○**武長委員** そうすると、全体の一部ということですね、今のところ受けているというのは。そこは間違いないですよ、全体の一部ということですね。

そうすると、全体の人数を増やすために今KPIを多分立てていると思うんですが、このKPI

Iの指標自体が目的とちょっとずれているんじゃないかという気がするんですけど、いかがでしょうか。

○木幡福祉部長 今回、この指標で出させていただいたところなんですけど、今委員がおっしゃったように若干ずれているところもあるかと思っていますので、今後、そのところは対応をちゃんとしていきたいと思います。

○武長委員 追加です。この住宅費補助なんですけれども、80人申請されているということですね、今現在ですね。これは、新規の、今、職員の介護人材が足りていないということなので、新規の条件確保をしたいということだと思えるんですけども、この新規の職員がこれは80人全部申請しているのでしょうか。それとも、元々いた方で、文京区近郊に住むんだったらこういう手当があるんだったら受けたいよねということで、元々の在職している方が申請している数も含まれているのでしょうか、お願いします。

○木幡福祉部長 当然、元々勤められている方で、該当する方についても住宅費補助を出しているということになりますし、新規の方も中にはいるということになります。

○武長委員 なるほど。そうすると、元々勤めている方を定着させるというために、機能しているというKPIだというふうに読めるという意味もあるということですよ。

そうすると、新たな人材を確保するということに特化したKPIとしては、2番目と3番目の中学生向けの啓発冊子の作成とか、事務所見学ツアーって、将来の介護従事者になってくれるような人を増やしていくみたいなどころだけしか、一応このKPI上は、単独のプロパーのKPIとしては挙がっていないと思うんですけども、結構、個人的には前の、今年の平成30年にできたハートフルプランの高齢者・介護保険事業計画の172ページになりますけれども、現在、高齢者の実態調査によると、介護サービス事業者の51.8%がもう不足しているんだと、人が足りないんだと、不足しているんだと言っていて、59.7%の事業者が採用がそもそも困難だという、結構な比率の方がもう実際不足しているという状況をもう既に言っていて、即効性のある対応というのが求められると思うんですけども、そこに関する対応として、何かやられていることはありますか。

○木幡福祉部長 介護人材の部分は、なるほど、その賃金の面ですとかもあつたりしますけれども、介護の施設を実際に私どもまわって、施設長・センター長会でも意見交換をするところを見ていると、これは我々もそうなんですけれども、職場での人間関係ですとか、それから施設長のリーダーシップですとかそういうような部分もあるというのが合わせてあるので、そのマネジメントの部分も含めた形で、つまり行政がどこまでそこについて言うことができるかというのはありますけれども、その辺のところも含めた形で、施設運営のほうの支援もしてまいりたいというふうに考えております。

○武長委員 具体的に、人材確保のための施策はどういうものを、今やられているのかということとを伺いたいんですけども。

○木幡福祉部長 人材の確保という話もありましたけれども、それ以上に重要なのが離職の部分かというふうに思っていますので、人材の確保も確かに傾注しているところではありますが、合わせて、もしかするとそれ以上に人材の定着というところに力点を置いているところがございます。

○武長委員 人材の確保の施策というのは、離職を防ぐということも大事だと思うんですが、人材の確保、新しい人材を確保するという施策としては、どんなことをやられているのですかという質問なんですけれども、すみません。

○木幡福祉部長 基本的には、各法人さんが努力する形の部分だとは思っておりますけれども、私どもも、例えば文京区内には介護の専門学校があったりしていますので、施設のセンター長と、それから行政のほうの職員とで、営業活動しており、そういう形で確保の部分については対応しているところでございます。

○武長委員 最後です。K P Iは、先ほどちょっと見直すことも検討するというお話をいただいたんですが、多分、一番直接的なK P Iとしては、多分、今普通に文京区でどのくらいの本当は従事者が必要で、高齢者の人数の比率からするとこのくらいの従事者が必要だという数があって、現在このくらいしか介護従事者の数がないんだとなったら、この差の部分が多分足りていない部分だというふうに、すごく分かりやすい指標だと思うんです。この部分が、狭ければそれだけ施策としても軽めで良いし、広ければそれは重く、何か施策を打たなければいけないということになると思うので、現在の文京区内の介護従事者の数というほうが分かりやすく、その数をちょっと知りたいんですけど、その統計は持っていますか。

○木幡福祉部長 そこまでの詳細な統計は持っていないんですけども、ただ、少なくとも今私どもが、先ほど申し上げた区の場合は、施設長・センター長会で各施設の所長たちとも意見交換をしている中で、介護の部分での運営においては、先ほど言ったゆしまの郷ではそういう形になっていますけれども、他のところでは、今のところ支障ない形で運営がされているところでございます。

今後、そういう可能性があったりするので、その部分については、検討課題にしていかなければならないというふうに思っています。

○武長委員 検討課題として、実態調査みたいなものも行うかもしれないというようなことでしょうか。従事者人数の実態調査というのも行っていくという方向だということでしょうか。

分かりました。お願いします。

○社会長 介護報酬問題は、元々介護人材は全国的に厳しくて、その一番の理由は介護報酬が低いから。介護報酬がなぜ低いかというと、それは介護保険料をなるべく高くしたくないからというところの、全体の問題がありますので、その中で、果たして各民間事業者、それから区で何ができるかというところも合わせてありますので、可能な範囲ではこうやって努力をされているということで、それ以上、どういう目標を立てて、どこまでやるべきかということは、また検討し

ていかなければならないというふうに思います。

その他いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、本日もご協力いただきましてありがとうございます。

それでは、最後のその他、次回の区民協議会等について、事務局から説明をお願いします。

○大川企画課長 お疲れ様でございました。

第4回につきましては、10月18日、来週の木曜日になります。午後6時半から、今日と同じ会場、ここの24階の第1委員会室で行いますので、よろしくお願いいたします。

6時以降、通常のエレベーターが利用できなくなりますので、ちょっと時間に余裕を持ってお越しただければというふうに思っております。

また、同じように、6時45分以降、遅れて来る方につきましては、お手数でございますけれども、企画課のほうに一報をいただければというふうに思います。

また、本日使用した資料につきましては、第4回でも使用いたしますので、お持ちに帰れない場合については、分かるところにお名前を記載いただいて、置いていただければというふうに思います。

ありがとうございました。以上です。

○社会長 その他、皆さんから何かありますか。

よろしいですか。

どうも、遅くまでお付き合いをいただきましてありがとうございました。あと1回です。どうかよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。